

令和6年6月6日時点で工事中の盛土等は 届出が必要となります。

- 京都市では「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」の規制区域を市内全域に指定し、令和6年6月6日から運用を開始する予定です。
- 運用開始時点で工事中の盛土等については、令和6年6月6日(木)～令和6年6月27日(木)の期間に、盛土に関する届出の提出が必要となります。なお届出された内容は公表します。
- 下記の届出対象規模の工事を行っている場合は、京都市都市計画局開発指導課へ、届出をお願いします。

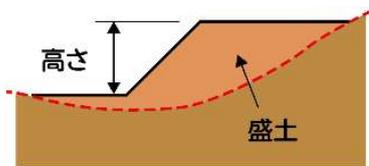
届出対象となる盛土等の工事

赤文字 届出対象

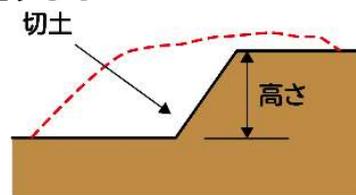
青文字 届出の図面提出対象

■土地の形質の変更(盛土・切土)

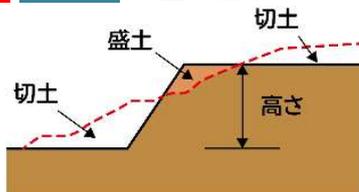
- ①盛土で高さが **1m超** **2m超** の崖※を生ずるもの



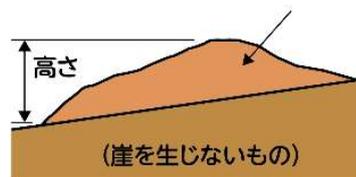
- ②切土で高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



- ③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの(①、②を除く)



- ④盛土で高さが **2m超** **5m超** となるもの(①、③を除く)

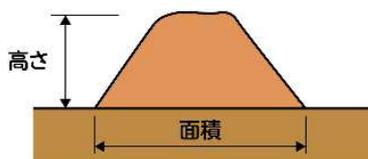


- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500m²超** **3,000m²超** となるもの(①～④を除く)



■一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超** かつ面積が **300m²超** **1,500m²超** となるもの



- ⑦最大時に堆積する面積が **500m²超** **3,000m²超** となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

届出書類は、裏面をごらんください。

■届出書類について

(ア) **赤字** の場合は、以下の1から4の提出が必要です。

(イ) **青文字** の場合は、以下の1から6の提出が必要です。

1 届出書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第15号）

または

土石の堆積に関する工事の届出書（様式第16号）

に必要事項を記入してください。

2 位置図

縮尺を1/2, 500以上とし、原則として都市計画基本図を使用してください。

（明示すべき事項）

縮尺、方位、道路及び目標となる地物

3 届出地及びその周辺の写真

盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその周辺の状況を明らかにする写真

4 委任状

工事主以外が届出をする場合、委任状の提出が必要です。

5 地形図

縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すものとしてください。

（明示すべき事項）

縮尺、方位及び土地の境界線

6 土地の平面図

（明示すべき事項）

宅地造成、特定盛土等

- ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分
- ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
- ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載してください。

土石の堆積

- ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

（申請・問合せ）

京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階
電話 (075) 222-3558 FAX (075) 213-0156



詳しくは京都市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>

